

令和7年度の当初予算編成方針について

本市では、これまで子育て教育施策を始め、都市機能の充実や健康寿命の更なる延伸に向けた取組、持続可能な救急医療体制の確保、芸術文化劇場の整備など、輝く未来の実現に向け、まちづくりに取り組んできた。また、財政面では、「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針」の下、事業の手法等について抜本的な見直しを実施してきた。まちづくりを進めながらも、本市が41年にわたり連続して黒字を達成するなど健全な財政を維持していることは、これまで改革に取り組んだ成果であると言える。

一方、生産年齢人口の減少、高齢化の進行、公共施設の老朽化への対応など、本市を取り巻く課題は山積しており、財政は今後厳しい局面を迎えることが見込まれる。また、本年元日に能登半島地震が発生し、8月には運用開始以降初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、私たちは誰もが災害と隣り合わせで生活しているということを改めて認識させられた。これら激甚化・頻発化する自然災害や不測の事態への迅速な対応など、市民の平穏な暮らしを維持するための取組が重要となっている。

令和7年度の予算においては、子育て世帯から高齢者まで全ての方が幸せを実感できるまちづくりを進めるとともに、「大阪の高槻」から「日本の高槻」への更なる飛躍を遂げるため、「次世代への積極投資」「成長基盤の強化」「健全財政の堅持」の3つの柱に基づくまちづくりを推進し、住みたいまち、訪れたいまちとして全国に存在感を示せるよう、施策や都市機能の更なる充実を図ることとする。

各部局においては、輝く未来の実現に向けた新たな施策について、事業効果を十分精査した上、積極的に立案されたい。また、既存事業については見直しを徹底し、業務の効率化と、新たな発想とあらゆる手法による財源確保に取り組むなど、限られた財源・人的資源を活用し、事業効果を最大化するために取り組まれない。

第1 地方行財政に関する国の方針

国は、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、各地方公共団体が人材不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な行政サービスを提供するため、地域経済の活性化や新たな雇用の創出、広域的な行政サービスの提供、自治体DXなどの取組を推進することで、地方行財政基盤の持続性を確保・強化していくとされている。

本市においても、上記の国の動向や社会情勢を踏まえ、持続可能な財政基盤を確立し、将来を見据えたまちづくりを推進していく必要がある。

第2 本市の財政状況

令和5年度は、物価高騰の影響を受けている市民生活や地域経済を支援するため、プレミアム付商品券の発行（第5弾）や水道基本料金の6か月無償化などを実施したほか、小学校給食費の恒久的な無償化など、本市の実情に応じ積極的に施策を実施した。

これらの取組により、歳入歳出決算規模は、コロナ前との比較において、引き続き高い水準で推移しているものの、間断なく改革に取り組んできた結果、本市がこれまで培ってきた健全財政を堅持できている。

一方経常収支を見ると、歳出は社会保障関係費や物価上昇による物件費等が増額となっており、今後も同様の傾向が見込まれる。また、歳入は、基幹収入である市税収入や地方交付税などの一般財源は近年増加傾向にあるものの、市税収入は生産年齢人口が減少傾向にあるなか継続的な増加が見込めず、本市の財政は予断を許さない状況にある。

第3 令和7年度の予算編成

予算編成に当たっては、社会情勢の変化が大きい中、市民ニーズを的確に捉えるとともに、本市の更なる発展に向けた新規施策については、その目的と効果を明確にすること。

また、既存事業については、全ての事業に対し効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め、施策の取捨選択、経費の見直しを行うなど、各部局の創意工夫により経費縮減に努め、緊急度・重要度などの観点で予算の中身を重点化し、予算要求に反映されたい。

加えて、国等の財源を最大限活用するため、新規事業はもとより、既存事業についても、国・府の補助金等の確保を積極的に図り、複数の補助金等があれば比較検討した上で予算要求を行うこと。

以上を踏まえ、未来に向けた積極的な投資と健全財政の堅持を両立させるべく、令和7年度の予算編成に当たっての基本的な考え方は次に示すとおりとする。

第4 予算編成の基本的な考え方

1 全般的事項

(1) 部の経営方針に基づく改革

市民サービスの充実、輝く未来に向けた積極的な投資、業務の抜本的な見直しなど、あらゆる視点から改革の可能性を検討し、その方向性を部の経営方針において示した上で、予算要求作業に着手すること。

(2) 予算編成の原則

- ①予算編成に当たっては、計画的に事業を展開できるよう、年間で必要な経費を確実に見込み、全ての経費を当初予算で要求すること。
- ②あらかじめ補正予算が見込まれるものは、当初予算編成に併せて、事業計画調書等において、概算予算を含めた事業計画を示すこと。

(3) 予算要求基準

全ての経費について、事業や施策の優先順位を精査の上で、原則、部全体で前年度を上回らないこととする。

2 歳入について

(1) 創意工夫による財源確保

- ①公有財産の活用を始め、広告事業やネーミングライツなど財源の確保に努め、新たな発想や努力による歳入拡大に取り組むこと。
- ②新規事業や拡充事業など、一般財源負担が増大する場合には、職員の創意工夫をもって、新たな財源確保に最大限取り組むこと。

(2) 国・府補助金等の確保の徹底

- ①制度改正又は交付手続き・条件等の変更を含め、国・府の動向を常に注視し、適切かつ積極的な財源確保の徹底を図ること。特に、補助金等に係る国・府の通知等は、内容に関わらず精読し、確実な歳入確保に向けて、適切な事務執行に努めること。
- ②国等の財源を最大限活用するため、新規事業はもとより、既存事業についても、国・府の補助金等の確保を積極的に図り、複数の補助金・地方債等があれば比較検討した上で予算要求を行うこと。

(3) 交付税措置のある地方債の活用

国・府補助金に加え、交付税措置のある地方債の活用を徹底するため、国の制度改正や政策動向を十分に注視しつつ、財務管理室と連携し、積極的に活用に向けた検討をすること。

(4) 国の補正予算の活用

国の補正予算については、財政上有利な地方債（補正予算債）の活用が可能となる場合が多く、積極的に活用に向けた検討を行われたい。また、国の補正予算の対象となる可能性のある事業については、当初予算とは別に予算の精査を要することから、情報を遅滞なく収集し、速やかに調整を図ること。

(5) 国・府補助金等減額時の考え方

国・府補助金等を財源として実施している事業の補助制度等が廃止・縮小される場合においては、原則、国・府補助金等の廃止・縮小幅に応じた事業の廃止・縮小を行うこと。

3 歳出について

(1) 新規・拡充事業の要求条件等

①新規・拡充事業の要求条件

新規・拡充事業については、以下のものに限り、要求を検討すること。

- ア 「第6次総合計画」に掲げる8つの将来都市像の実現に向けて、優先的・重点的に取り組む必要がある事業
- イ 生産年齢人口や交流人口の増加に実効性のある施策として、効果を具体的に示すことができる事業
- ウ 災害に強く強靱なまちづくりのため、防災・減災に資する施策として、効果を具体的に示すことができる事業
- エ 法令等で新たに実施又は拡充することが義務付けられている事業
- オ 中長期的な視点で歳出を削減するため、今のうちに着手すべき事業
- カ 「高槻市DX推進に向けたロードマップ」に沿った市民サービスの効果的な向上や職員の生産性の向上につながる事業

②新規・拡充事業の財源確保

新規・拡充事業を要求する際には、他の既存事業の廃止・縮小や、国・府補助金、財政上有利な地方債を最大限活用するなど、一般財源負担が考え得る限り最小となるようあらゆる角度から検討を重ねること。

③新規・拡充事業の終期設定

新規・拡充事業は、原則として、終期・見直し時期を設定することとし、後年度負担も数値で示すこと。

(2) ペーパーレス化の更なる推進

行政事務（特に内部事務）で定例的に使用している資料については、紙配付ではなく、デジタル機器の使用を原則とし、紙の出力は最小限とすること。紙購入予算（購入量）については令和6年度当初予算に引き続き、原則、各室・課の所属単位で前年度比5%削減することとする。

(3) 委託料の見直し

①仕様の見直し

委託料について、新規・拡充要素を含むものは当然のこと、経常的なものを含めて仕様の点検を行い、必要となる部分に絞るなど、経費の抑制に努めること。

②市の施策に関する委託の精査

啓発、計画策定・見直し等の市の施策については、職員の創意工夫による事業運営を原則とした上で、委託する場合はその必要性和金額の根拠を具体的に示すこと。

(4) 小事業単位での事業効果

①エビデンスの説明

予算要求に当たっては、新規・拡充・既存事業を問わず、事業の妥当性を裏付ける客観的な「目標（計画）」「成果」などのエビデンスに基づき要求することとし、その「目標（計画）」「成果」を具体的な数値をもって示すこと。

②小事業単位での既存事業の見直し

小事業単位での既存事業について、前年度予算計上手法を前提とせず、「目標（計画）」「成果」に見合う投資となっているか、再度見直しを行うこと。

(5) 公共施設の長寿命化改修・修繕

個別施設毎のライフサイクルコスト縮減に向け、省エネルギー化など効率的な修繕や改修が行えるよう、施設別状況（劣化度・影響度）を示した個別施設計画に基づき、計画的な予算要求を行うこと。

特に、市民の利用が多い施設や設備については、現状を十分に把握し、適切な施設管理に努めること。

4 公営企業に関する事項

公営企業においては、市長部局と同一の基調に立つとともに、独立採算の原則に基づく中期的な経営計画の下で、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努めること。